

## 案件

# ③街区に設置する生涯学習市民センター・図書館の指定管理者制度導入について

総合教育部 中央図書館

## 1. 政策等の背景・目的及び効果

サンプラザ3号館5階で運営している枚方市立中央図書館市駅前サービススポットは、令和6年度（2024年度）前期を目途に、枚方市立図書館第4次グランドビジョンで定めた運営方針に基づき、駅近のメリットを生かし民間施設や他の公共施設とつながりのある環境整備を図るため、③街区において建設中の複合ビルの5階に移転するとともに、条例上の図書館分館として位置付け、枚方市立生涯学習市民センターと図書館の複合施設として開館する予定です。

また、生涯学習市民センターと図書館の複合施設については、住民サービスの向上や、効率的・効果的な施設の管理運営を図るという指定管理者制度の趣旨等を踏まえ、平成28年度（2016年度）から同制度の導入を開始し、平成30年度（2018年度）からは、複合6施設すべてに導入しております。

この度、③街区に設置する生涯学習市民センター・図書館におきましても、民間事業者のノウハウを活用し、利用者サービスの向上や、効率的・効果的な施設の管理運営を図るため、他の複合全6施設と同様に同制度を導入することとし、令和5年度（2023年度）において、指定管理者の選定を行います。

内容、今後の予定等は、以下のとおりです。

## 2. 内容

### (1) 施設

名 称	所在地
枚方市立生涯学習交流センター・(仮称) 枚方市立市駅前図書館 (※)	枚方市岡東町2番地4

※ (仮称) 枚方市立市駅前図書館の条例上の位置付け：分館

## (2) 指定管理期間

令和6年(2024年)6月1日から令和10年(2028年)3月31日までの約4年間(予定)

## (3) 指定管理者の選定方法

公募を実施し、指定管理者選定委員会に諮ります。

## 3. 実施時期等

令和5年 (2023年)	5月	教育委員会定例会・協議会へ報告
	6月	教育・子育て委員協議会、総務委員協議会へ報告 定例会月議会へ枚方市立図書館条例、枚方市立生涯学習市民センター 条例の一部改正議案を提出 教育委員会定例会へ枚方市立図書館条例施行規則改正議案を提出
	9月～12月	指定管理者選定委員会の開催(3回程度)
令和6年 (2024年)	1月	教育委員会定例会・協議会へ報告
	2月	教育・子育て委員協議会、総務委員協議会へ報告

3月 定例会議会へ枚方市立生涯学習交流センター・（仮称）枚方市立市  
駅前図書館指定管理者の指定議案提出

令和6年度前期 指定管理者による管理運営開始

## 4. 総合計画等における根拠・位置付け

### （1）総合計画

- ・ 基本目標 一人ひとりの成長を支え、豊かな心を育むまち  
施策目標17 誰もが文化芸術やスポーツなどに親しみ、学び、感動できるまち
- ・ 計画の推進に向けた基盤づくり  
計画推進3 持続可能な行財政運営を進めます



## 5. 関係法令・条例等

地方自治法（第244条の2）

枚方市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例

図書館法、枚方市立図書館条例

枚方市立生涯学習市民センター条例

## 6. 事業費・財源及びコスト

《事業費》 142.5千円

支出内訳	枚方市指定管理者選定委員会に係る委員報酬	142.5千円
		(9.5千円×3回×5人)

《財源》 一般財源：142.5千円

## 7. その他

(参考資料) 5階平面図(案)

(参考資料) 5階平面図(案)

